

よくある質問とその回答

Q1 なぜ、技術者配置不能届による入札無効を「電気工事」及び「機械器具設置工事」に限定するのか。

→ 「電気工事」及び「機械器具設置工事」における技術者不足による入札不調・不落の発生率は、近年、いずれも3割前後の高い水準で推移していることから、入札不調・不落対策として、この2工種に限り試行を行うこととしたものです。

Q2 他の工事に応札したいので、既に応札している案件に「技術者配置不能届」を提出してもよいのか。

→ 「技術者配置不能届」を提出できるのは、他の入札案件で落札者あるいは落札候補者となったことにより、本市の工事に配置を予定していた技術者を配置出来なくなった場合に限ります。

Q3 国、他の地方自治体、民間工事など、広島市発注以外の工事に技術者を配置しなければならなくなり、応札した広島市の工事に技術者を配置出来なくなった場合でも「技術者配置不能届」の提出は認められるのか。

→ 「電気工事」及び「機械器具設置工事」に限り、本市以外の入札案件で落札者あるいは落札候補者となり、本市の工事に配置を予定していた技術者を配置出来なくなった場合、入札参加資格確認申請書提出期限までに「技術者配置不能届」をご提出いただければ、その入札を無効とします。

Q4 総合評価落札方式で評価中に「技術者配置不能届」を提出してもよいのか。

→ 「電気工事」及び「機械器具設置工事」において、他の工事の落札者あるいは落札候補者になったことにより配置を予定していた技術者を配置できなくなったときは、入札参加資格確認申請書の提出期限までに「技術者配置不能届」をご提出ください。

Q5 総合評価落札方式の場合、各種書類の提出のタイミングはどうなるのか。

→ 「電気工事」及び「機械器具設置工事」では、開札の翌日の正午までに入札参加者全員に「総合評価に関する調書」を、総合評価の評価後、保留通知書（落札候補者記載）を通知した翌日の正午までに落札候補者のみ「入札参加資格確認申請書」をご提出いただきます。この際、「技術者配置不能届」の提出期限は入札参加資格確認申請書の提出期限と同日の正午となりますので、ご注意ください。

なお、その他の工種については、開札の翌日の正午までに入札参加者全員に「総合評価に関する調書」及び「入札参加資格確認申請書」をご提出いただく現在の取扱に変更はありません。

Q6 同日に開札された2つの案件に同じ技術者の配置を予定していたが、両方とも落札候補者となった場合はどちらの案件に「技術者配置不能届」を提出すればよいのか。

→ 「電気工事」及び「機械器具設置工事」において、同日に落札候補者となった場合、落札候補者となった旨の通知を先に受けた案件については、「技術者配置不能届」を提出することはできません。この場合、落札候補者となった旨の通知が後にあった案件に「技術者配置不能届」をご提出ください。

Q7 「電気工事」及び「機械器具設置工事」において「技術者配置不能届」を提出せず入札参加資格確認申請書も提出しなかったらどうなるか。

→ 入札参加資格確認申請書の提出期限までに「技術者配置不能届」を提出せず、入札参加資格確認申請書も提出しなかった場合は、これまでどおり、その後1か月間本市の入札に参加することはできません。

Q8 落札候補者が記載された保留通知書によると、現時点で落札候補者にはなっていないが、他の工事の落札者等となったため配置予定としていた技術者を当該案件に配置出来なくなった。こうした場合も「技術者配置不能届」の提出は必要か。

→ 落札候補者の入札参加資格を確認出来なかった場合、次順位以降の落札候補者の入札参加資格の確認が必要となる場合がありますので、「技術者配置不能届」をご提出ください。

Q9 なぜ、他の工種でも試行を行わないのか。

→ 他の工種における入札不調・不落の発生率は、近年、低下傾向にあります。

また、令和6年度の平均入札者数は10者を超えており、今年度（6月末時点）においても平均入札者数が20者を超える工種があるなど、競争性は確保されています。

このため、著しい入札不調・不落の状況にある電気工事及び機械器具設置工事を対象に試行することとしたものです。

Q10 「技術者配置不能届」を提出するときは、配置予定技術者を配置できなくなったことを確認できる資料の添付は必要か。

→ 配置予定技術者を配置できない資料の添付は不要ですが、虚偽の届出を行った者については、指名停止措置を行うことがあります。